

基本法条項	第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
第十一条1	1) アレルギー疾患対策基本指針の位置づけ アレルギー疾患対策基本法(平成26年6月27日法律第98号)第十一条2項に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進するための基本的な指針
第三～九条	2) 基本的な考え方 ①基本法の基本理念 ア)重症化予防及び症状の軽減のための総合的な施策による生活環境の改善 イ)居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること ウ)適切な情報入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること エ)アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること ②国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者、学校等の設置者又は管理者の責務
	第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
	＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞
第十四条 (第十二条)	1) アレルギー疾患、重症化予防及び症状軽減に関する知識、教育の普及 ①生活環境のアレルギー疾患への影響についての啓発及び知識の普及 ②学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進 ③その他
第十五条 (第十二条)	2) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する生活環境の改善 ①大気汚染の防止 ②森林の適正な整備 ③アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実 ④建築構造等の改善の推進 ⑤その他
	第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
	＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞
第十六条	1)学会と連携した医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るための措置
第十七条	2)居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備 3)成育医療研究センター、国立病院機構、その他医療機関の連携協力体制の整備
	第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
	＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞
第十九条	1)疫学研究、基礎研究及び臨床研究の促進、並びに成果が活用されるための施策 ①アレルギー疾患の本態解明 ②革新的なアレルギー疾患の予防、診断、治療方法の開発 ③罹患率の低下、重症化予防、症状軽減 2)医薬品、医療機器等の治験迅速化のための環境整備
	第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項
第十八条	1)アレルギー疾患患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実 アレルギー疾患患者の生活の質の維持、向上のため ①保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成 ②アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に必要な施策 ア)アレルギー疾患医療を適切に提供するための学校、職場等と医療機関との連携協力体制の確保 イ)学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的、教育的援助に関する研修の機会の確保 ウ)アレルギー疾患を有する者、その家族に対する相談体制の整備 エ)アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための教育推進 オ)その他
第二十条	2)地域の事情に応じたアレルギー疾患対策の推進 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第十四条から第十八条の施策を講ずるよう努めなければならない。
第七条	3)国民の責務に基づく取り組み
第十条	4)必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
第十一条6	5)アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告